

要援護世帯等の除雪に関する協力のお願い

日頃から、市の福祉行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

市では毎年、高齢の方や障害者のみの世帯等（要援護世帯）の除雪作業や、高田、直江津地区において一斉屋根雪下ろしが行われる際の除雪作業にご協力をいただける事業所を募集しています。皆さんの回答をもとにして名簿を作成し、市ホームページに掲載するほか該当世帯に配布し、除雪作業を依頼する際の参考にしていただいております。

つきましては、該当世帯の除雪に協力していただける方は、①「下記QRコードから入力フォームにより入力」②「メール」、③「FAXまたは郵送」のいずれかご都合の良い方法にてご回答ください。皆様のご応募をお待ちしております。

※メールにて回答される場合は、市ホームページより「名簿掲載調査回答書」のデータをダウンロードの上、ご回答ください。

（トップページ > 組織でさがす > 生活援護課 > 除雪費助成制度）



上越市 除雪費助成



【宛 先】上越市役所 生活援護課 援護第二係（送付文は不要です）

E-mail : engo@city.joetsu.lg.jp

FAX : 025-526-6114

＜名簿掲載調査回答書＞

区分	内容
協力いただける 除雪場所	<input checked="" type="checkbox"/> ご協力いただける場所すべてに✓をしてください <input type="checkbox"/> 屋根雪除雪 <input type="checkbox"/> 屋根雪以外（玄関前等）の除雪
実施可能地区	<input checked="" type="checkbox"/> ご協力いただける地区すべてに✓をしてください <input type="checkbox"/> 合併前上越市 <input type="checkbox"/> 安塚区 <input type="checkbox"/> 浦川原区 <input type="checkbox"/> 大島区 <input type="checkbox"/> 牧区 <input type="checkbox"/> 柿崎区 <input type="checkbox"/> 大潟区 <input type="checkbox"/> 頸城区 <input type="checkbox"/> 吉川区 <input type="checkbox"/> 中郷区 <input type="checkbox"/> 板倉区 <input type="checkbox"/> 清里区 <input type="checkbox"/> 三和区 <input type="checkbox"/> 名立区
高田・直江津地区の 一斉雪下ろしへの対応	<input type="checkbox"/> 対応可能 <input type="checkbox"/> 対応不可能 (いずれかに✓をしてください)
ふりがな 事業所名	(担当者名)
住所	
電話番号	
FAX	
E-mail*	

※ メールアドレスは、今後災害時における要援護世帯の除雪に関する連絡を容易にするため活用させていただきます。ご協力ありがとうございました。回答書は以上です。

裏面あり

除雪の手引き

本事業は、低所得かつ高齢や障害により、自力で除雪をすることが困難な世帯の安全を確保する目的で行われます。地域福祉の増進を図り、また災害級の大雪にも対応ができる体制を整えておくためにも、ご協力をお願いいたします。

○事業の目的（要援護世帯除雪費助成事業）

要援護世帯の家屋の屋根、玄関前、その他の日常生活上欠くことのできない場所（下ろした屋根雪、車庫、納屋など）における必要最小限の除雪作業に要する費用の一部を低所得世帯に助成することにより、冬期間における要援護世帯の雪害事故を防止し、もって生活の安全確保と福祉の増進を図ります。

○人力除雪作業料金の上限額（1人当たり）…1時間 4,000円（税込）

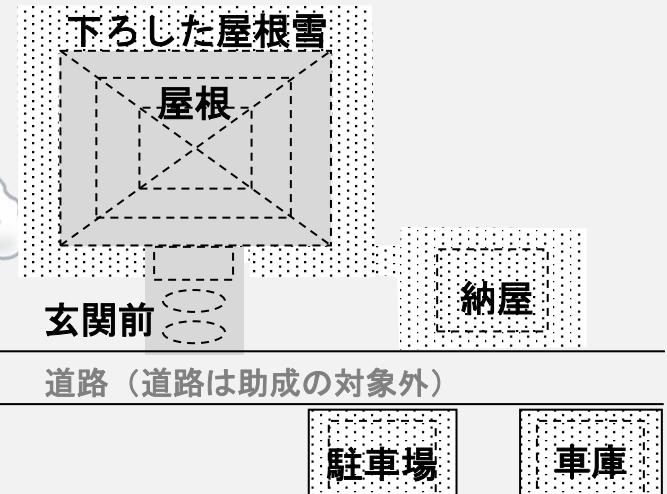
人力以外の機械除雪等の作業も含め、単価設定は世帯との個別協議になりますが、低所得者の生活を支える制度という趣旨から、人力除雪作業は可能な限り上記金額以下となるようご配慮をお願いします。トラブル防止のため、必ず除雪する前に世帯と「①除雪の範囲」と「②おおまかな金額」等を話し合ってください。

○除雪の範囲

日常生活上、欠くことのできない場所が対象になります

<具体例>

- ・屋根
- ・玄関前
- ・下ろした屋根雪
- ・車庫
- ・納屋
- ・駐車場



※道路は助成の対象外ですが、日常生活上、除雪が必要な私道は対象です。

○要援護世帯への周知

ご協力をいただける事業所の名簿を作成し、市ホームページで周知するほか、該当世帯に配布し、除雪作業を依頼する際の参考にしていただいております。

○その他

要援護世帯に限らず、一般の世帯からも問い合わせがある可能性があります。お手数をおかけしますが適宜ご対応をお願いいたします。

【問い合わせ先】 上越市 生活援護課 援護第二係 新潟県上越市木田 1-1-3
TEL：025-520-5697